



宮 崎 県 公 報

平成20年3月26日(水曜日)号外 第9号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共)1年 36,000円

目 次

条 例	頁
○議会の議員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(議会事務局) 1	○宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例…(議会事務局) 2 ○宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例……………(“) 3

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 議会の議員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
議員の費用弁償の額の引き下げに関する所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第18号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
常任委員会の所管事項について、県の組織変更に対応させるため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(条例第19号)
 - 1 制定の理由及び主な内容
県行政に係る基本的な計画の策定等について、議会の議決事件として定めること等に関する条例の制定を行うこととしました。
 - 2 施行期日等
この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。
なお、施行日前に策定されている計画の取扱いについて、経過措置を定めました。

条 例

議会の議員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十七号

議会の議員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の給与等に関する条例(昭和三十二年宮崎県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄中「一〇,〇〇〇円」を「五,〇〇〇円」に、「一一,〇〇〇円」を「七,〇〇〇円」に、「一三,〇〇〇円」を「八,〇〇〇円」に、「一四,〇〇〇円」を「九,〇〇〇円」に、「一五,〇〇〇円」を「一〇,〇〇〇円」に、「一六,〇〇〇円」を「一一,〇〇〇円」に、「一七,〇〇〇円」を「一二,〇〇〇円」に、「一八,〇〇〇円」を「一三,〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十八号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和三十二年宮崎県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 総務政策常任委員会

ア 県民政策部に関する事項

イ 総務部に関する事項

ウ 会計管理局に関する事項

エ 選挙管理委員会に関する事項

オ 人事委員会に関する事項

カ 監査委員に関する事項

キ 一般会計に属する歳入予算及びこれに関係ある事項

ク 他の常任委員会の所管に属しない事項

二 厚生常任委員会

ア 福祉保健部に関する事項

イ 病院局に関する事項

附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ同表下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正後の宮崎県議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第七条又は第九条の規定にかかわらず、施行の日における同表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

総務政策常任委員会	総務政策常任委員会
生活福祉常任委員会	厚生常任委員会

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮崎県議会委員会条例の規定による常任委員会で審査され、又は調査されている事件は、改正後の条例の相当規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十九号

宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等について議会の議決事件として定めること等により、計画の策定段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「基本的な計画」とは、次に掲げる県の計画（計画期間が三年未満のものを除く。）をいう。

- 一 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画のうち、県行政運営上特に重要なものと議会が認めるもの

(議会の議決)

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、基本的な計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、議会の議決を経なければならない。

(議会への報告)

第四条 議会は、県行政の推進のために必要があると認めるときは、知事等に対し、基本的な計画に係る実施状況について報告を求めることができる。

(知事等への意見)

- 第五条 議会は、県行政の計画的かつ効果的な推進のために新たに基本的な計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。
- 2 議会は、社会経済情勢の変化その他特別の事情により、策定されている基本的な計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、宮崎県総合計画は第二条第一号に規定する基本的な計画と、次に掲げる計画は同条第二号に規定する基本的な計画とみなして、第三条（策定に係る部分を除く。）、第四条及び第五条第二項の規定を適用す

る。

- 一 宮崎県産業科学技術振興指針
- 二 宮崎県新エネルギービジョン
- 三 みやざきボランティア活動促進基本方針
- 四 みやざき男女共同参画プラン
- 五 宮崎県国際化推進プラン
- 六 宮崎県人権教育・啓発推進方針
- 七 宮崎県行財政改革大綱二〇〇七
- 八 宮崎県地域福祉支援計画
- 九 宮崎県医療計画
- 十 宮崎県高齢者保健福祉計画
- 十一 次世代育成支援宮崎県行動計画
- 十二 宮崎の就学前教育すくすくプラン
- 十三 ひむか青少年プラン二十一
- 十四 宮崎県環境基本総合計画
- 十五 宮崎県森林・林業長期計画
- 十六 宮崎県観光・リゾート振興計画
- 十七 第六次宮崎県農業・農村振興長期計画
- 十八 宮崎県水産業・漁村振興長期計画
- 十九 都市計画に関する基本方針
- 二十 宮崎県景観形成基本方針
- 二十一 宮崎の教育創造プラン
- 二十二 宮崎県生涯学習振興ビジョン
- 二十三 宮崎県スポーツ振興基本計画